## 従来ルールの徹底化の方針 (建築(営繕)工事)

## 【試験成績書】(電気・機械:25、82)

記載頁	建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 1-4-5
	建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 1-4-6
関係基準等	
内容	標準仕様書等及び特記仕様書の記載内容により、必要に応じ機器の試験
	を行い、試験成績書を提出して監督員の承諾を受ける。
簡素化の方針	試運転、動作試験等により、現場で機器の性能が確認できるものについ
	ては、提出不要。

## 【工事写真】(建築:63、電気・機械:58)

記載頁	建築工事標準仕様書(建築工事編) 1-2-4
	建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 1-2-4
	建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 1-2-4
関係基準等	
内容	隠ぺい部分、一工程の施工を完了した場合等は、工事写真を施工記録と
	して整備する。
簡素化の方針	完成後、現地にて測定が可能なもの(可視部)の撮影については、細別
	ごとに1回で可とし、後は省略できる。

## 【社内基準検査報告書】 (建築:64、電気・機械:59)

記載頁	建築工事標準仕様書(建築工事編) 1-2-2
	建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 1-2-2
	建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 1-2-2
関係基準等	
内容	社内基準に照らして行った検査の結果を、報告書として提出する。
簡素化の方針	施工計画書に、社内検査に係る規定を記載し、監督員の承諾を受けてい
	る場合は、当該計画書に基づき、必要な検査や報告書の提出を行う。